第2回 最終処分関係閣僚会議 議事概要

日 時:平成26年9月30日(火)9:35~9:50

場 所:官邸3階南会議室

出席者: 菅内閣官房長官、高市総務大臣、下村文部科学大臣、小渕経済産業大臣、 山口内閣府特命担当大臣、杉田内閣官房副長官、岡原子力委員会委員長、

古谷内閣官房副長官補、上田資源エネルギー庁長官

○菅内閣官房長官より、冒頭挨拶

- ・昨年12月の閣僚懇談会における総理からの御指示を受けて、同月に第1回最終 処分関係閣僚会議を開催した。そこでは、高レベル放射性廃棄物の問題解決に向け、国が前面に立って取り組むべく、最終処分に向けたプロセスの見直しの方向性を確認した。
- ・その後、取組の具体化について、経済産業大臣の下で検討を深めていただいた。本日は、その検討状況を御報告いただくとともに、皆さんからのご意見を頂戴したい。
- ・関係閣僚の皆さんにおかれては、政治の責任として処分地の選定を最大限前進させるべく一丸となって取り組まれることを御願いしたい。
- 〇小渕経済産業大臣より、「高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた今後の取組の 進め方」(資料)について説明
- ・高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題は、将来世代に先送りせず、現世代の責任として解決すべき問題。法制度を2000年に整備して以降、現在に至るまで、処分の実施主体である原子力発電環境整備機構(NUMO)を中心として取り組んできたが、いまだ処分地選定の最初の調査にも着手できていない状況。
- ・関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって取り組むため、昨年 12 月に、この関係閣僚会議を創設して頂いた。引き続き関係閣僚の皆様の御協力をお願いしたい。
- ・これまでの経緯として、昨年12月の第1回最終処分関係閣僚会議において、
 - ▶ 現世代の責任として、現時点で最も有望な地層処分を前提とすること、
 - ▶ 将来世代が最良の方法を選択できるよう可逆性を担保すること、
 - ▶ 自治体の負担を軽くするため、国が前面に立ち、科学的有望地を提示し、理解活動を行った上で、調査への協力を複数地域に対し申し入れること、とした。
- 本年4月には、これらの方向性を、エネルギー基本計画において閣議決定した。

また、総合資源エネルギー調査会において、専門家にも御議論頂き、

- ▶ 地域ごとに住民参加型の検討の場を設けていくことが重要、
- ▶ 施設を受け入れる地域の持続的発展のための支援策を政府一体で検討していくことが重要、

等の御提言を、本年5月に頂いた。

- ・今後の進め方の案については、まず、科学的有望地の具体的な要件・基準等について、地球科学的観点と社会科学的観点を考慮し、総合資源エネルギー調査会において、専門家に更なる検討を進めて頂くこととしたい。地球科学的観点としては、火山や活断層などが検討項目に、社会科学的観点としては、環境保護や土地利用の状況などが検討項目になると考えている。
- ・この作業と並行して、処分地選定を進める上では、選定の考え方等について地域の理解を得ていくことが第一という認識の下、全国知事会等とも連携し、都道府県・市町村との丁寧な対話を重ねていくこととしたい。これらの進捗を踏まえ、最終処分法に基づく基本方針を改定することとしたい。
- ・本日は、こうした進め方について、関係閣僚の皆様から御意見を頂き、処分地選 定に向け、取組を進めてまいりたい。

〇各閣僚等より意見

(下村文部科学大臣)

- ・高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力の開発利用を行う上で必ず解決しな ければならない重要な課題であり、国が前面に立って取り組むべきであると認識。
- ・文部科学省では、日本原子力研究開発機構において地層処分技術に関する研究開発を長年にわたり実施しており、これらの研究成果に基づいて、高レベル放射性廃棄物の処分場の設計・建設及び安全評価に必要なデータの提供等を行っていくことで、政府一体となった取組に貢献していきたい。

(高市総務大臣)

・今後の進め方の中で、総務省としても、地域の理解を得ていくことが第一である から、全国知事会等と連携して、都道府県や市町村との丁寧な対話が円滑に進む ように協力してまいりたい。

(山口内閣府特命担当大臣(科学技術政策担当))

- ・原子力委員会については、本年6月に原子力委員会設置法の一部を改正する法律 が成立し、今年中に、新たな原子力委員会設置法が施行される予定。
- ・高レベル放射性廃棄物については、最新の科学的知見を評価・反映し、合理的かつ安全に処理・処分を行うことが重要であるとともに、自治体と連携を行い、国

民との対話を重ねつつ、一歩ずつ前進させる取組が重要。

(岡原子力委員会委員長)

- ・経産省が日本列島でも地層処分を安全に実施できるとしたことは極めて重要だと 思う。このことを、知事会などを活用して国民と共有する努力を国が行うことが 今後大切。
- 次の重要なステップは国として科学的観点から有望地を公表すること。有望地公表の趣旨は自治体に調査の受け入れを検討することを御願いすることと理解。その場合重要なのは、嫌なことの分担を協議するのではなく、自治体の観点で言えば風評被害を生まず、地域の持続的発展に貢献できることであると思う。利益の公平を追求する観点から持続的発展ということを追求する場として考えていかなければと思う。
- ・国民理解の問題は、科学技術情報は本来中立であるので、それを基に理解を図る のが良いと思う。そのための仕組みの整備も重要。有望地選定にあたってはこれ までの関連する取組の経験や社会的条件を考慮して進める必要が出てくると思う。

〇閉会挨拶

(菅内閣官房長官)

- ・最終処分についての進め方は、皆様からの御意見を参考にしながら、今決定した 方向で、小渕経済産業大臣を中心に、取組を鋭意御願いしたい。
- ・最終処分地の選定は大きな課題であるが、処分地が必要であるは間違いない。この問題を先送りせず、国民や地域の御理解をいただきながら一歩ずつ進めていきたい。今後ともご協力を御願いしたい。